

契約書（案）

1 件 名	令和 8 年度森林技術総合研修所庁舎等電力供給業務（単価）	
2 履 行 場 所	森林技術総合研修所（東京都八王子市廿里町 1833-94） 林業機械化センター（群馬県沼田市利根町根利 1445）	
3 契 約 単 価	区 分	単 価
	基本料金	円 銭／kW・月
	電力料金（夏季）	円 銭／kWh
	電力料金（夏季以外）	円 銭／kWh
	夏季とは7月1日～9月30日の間とする。 単価には消費税及び地方消費税の額を含むものとする。	
4 契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	
5 契 約 保 証 金	免除	

上記の業務について、分任支出負担行為担当官 森林技術総合研修所長 ○○ ○○（以下「甲」という。）と○○○○○（以下「乙」という。）は、各々対等な立場における合意に基づき、次の条項により公正な契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

本契約成立の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都八王子市廿里町 1833-94
分任支出負担行為担当官
森林技術総合研修所長 ○○ ○○

乙

契 約 条 項

(総則)

第1条 甲及び乙は、頭書の森林技術総合研修所庁舎等電力供給業務（単価）に関し、本契約書に定めるもののほか、別添の仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

(契約の目的)

第2条 乙は、仕様書に基づき森林技術総合研修所及び林業機械化センターで使用する電気を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(契約金額)

第3条 乙の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、甲と協議の上、価格を改定できるものとする。

2 甲又は乙は、契約期間内に予期することができない異常な物価等の変動により、契約単価が著しく不相当であると認められるに至ったときは、甲、乙協議の上、契約単価を変更することができる。

(契約電力)

第4条 各月の契約電力は、その1か月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

2 最大需要電力が500kW以上となる場合は、契約電力を甲乙協議により速やかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、前項によるものとする。

(予定数量)

第5条 契約期間中の予定使用電力量は、仕様書の別紙のとおりとする。ただし、この数量は見込み数量であり、本契約の履行に当たり保証するものではない。

(計量及び検査)

第6条 乙は、原則として毎月1日（以下「計量日」という。）に記録された値の読みとりにより使用電力量等を算定し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定期間)

第7条 料金の算定期間は、前月計量日から当月計量日前日までの期間ごとに、その使用電力量等により行う。

(料金の算定、請求及び支払)

第8条 乙は、第6条に定めた検査終了後、第4条により定めた契約電力及び当該月の使用電力量に各契約単価を乗じて得た金額の合計額（1円未満切り捨て）を、ひと月ごとに甲に請求するものとする。

- 2 前項の算定に当たり、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件によるものとする。
- 3 甲は、第1項の請求書を受領した後、請求額に対する甲及び森林技術総合研修所敷地内における甲以外の電気使用者（以下、「事業者」という。）ごとの支払額を乙に通知するものとし、乙はその通知を受けた後、速やかに甲及び事業者それぞれに対して支払額に基づく請求書を送付するものとする。
- 4 甲は、前項の適法な請求書を受領した日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を乙に支払わなければならない。

（遅延利息）

- 第9条 甲は、その責に帰すべき事由により、約定期間内に代金を支払わないときは、約定期間満了の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該未払発生時における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）を乗じて計算した額を遅延利息として乙に支払わなければならない。
- 2 前項の規定により計算した額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
 - 3 前2項の場合において、遅延の原因が天災事変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、これを約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

（委任又は再委託の禁止）

- 第10条 乙は、業務の実施に当たり、その全部を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、やむを得ない事情により、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託先の住所、名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他の業務管理の方法等を明らかにした上で、甲の承認を得なければならない。
 - 3 乙は、再委託をしようとするときは、乙が本契約を順守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託先と約定しなければならない。
 - 4 乙は、再委託をしたときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
 - 5 乙は、再委託をしたときは、再委託先から必要な報告を徴収しなければならない。

（権利又は義務譲渡の禁止）

- 第11条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を書面による甲の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

- 2 乙が本契約により行うこととされていたすべての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて債権の譲渡を行い、乙が甲に対して民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対し、債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知若しくは民法第 467 条又は債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
- 一 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留すること
 - 二 譲受人は、譲渡対象債権について、前項ただし書きに規定する者以外の者への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと
 - 三 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと
- 3 第 1 項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の 2 の規定に基づき、甲が同令第 1 条第 3 号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（損害賠償）

- 第 12 条 乙は、業務の実施にあたり、乙の責に帰すべき事由により、甲若しくは第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の損害賠償額については、甲、乙協議の上定めるものとする。

（秘密の保持）

- 第 13 条 乙は、本契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。なお、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（契約の解除）

- 第 14 条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 一 天災その他、乙の責に帰することができない理由により、乙が解除を申し出て、甲が承認した場合
 - 二 乙が、本契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき若しくは正当な理由なく本契約上の義務を履行する見込みがないと認められるとき
 - 三 本契約の履行について、乙若しくはその代理人又は使用人等に不正の行為があったとき
 - 四 乙が破産の宣告を受けたとき又はそのおそれがあると認められる場合
 - 五 乙が解約を申し出たとき

- 2 甲は、前項第2号から第5号に掲げる理由により、本契約の全部又は一部を解除するときは、乙に対し違約金として契約金額から履行部分に相当する金額を控除した額の100分の10に相当する額を請求することができる。
- 3 甲は、乙が前項の規定による金額を甲の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- 4 甲は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

(暴力団排除に係る属性要件に基づく契約解除)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものとする。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(暴力団排除に係る行為要件に基づく契約解除)

第16条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものとする。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第17条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を再委託先としないことを確約するものとする。

(再委託契約等に関する契約解除)

第 18 条 乙は、契約後に再委託先が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託先との契約を解除しなければならない。

2 甲は、乙が再委託先が解除対象であることを知りながら契約したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託先との契約を解除しないときは、本契約を解除することができる。

(暴力団排除に係る契約解除に基づく損害賠償)

第 19 条 甲は、第 15 条、第 16 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第 15 条、第 16 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 20 条 乙は、自らが、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行なうものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 21 条 甲は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき

三 乙又は乙の代理人が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 22 条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき
 - 四 乙又は乙の代理人が、刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき
 - 二 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき
 - 三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（相殺）

- 第23条 甲は、乙に対して金銭債権を有するときは、乙が甲に対して有する契約代金請求権その他の債権と相殺することができるものとする。
- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、乙は、甲の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

（契約の細目等）

- 第24条 この契約についての、必要な細目及び本契約書に定めのない事項は、一般電気事業者が公表している特定規模需要電気供給条件により取り扱うものとする。なお、本契約と供給条件等において相反する内容がある場合には本契約書を優先する。

（疑義の解決）

- 第25条 本契約に定めのない事項又は本契約の履行について疑義が生じたときは、甲、乙協議して決定するものとする。